

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

山下昌彦	川嶋広稔	山田正和
大内啓治	金子恵美	宮脇 希
角谷庄一	片山一步	伊藤良夏
高見 亮	杉村幸太郎	太田晶也
北野妙子	黒田當士	西川ひろじ
杉田忠裕	土岐恭生	島田まり
山中智子	井上 浩	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ I R推進局の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説 明

大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1)－(3) 省 略

(4) 都市経済委員会 14人

ア 省 略

イ IR推進局の所管に属する事項

イ－ウ 省 略

ウ エ

(5)－(6) 省 略

3 省 略